

# 地域公共交通確保維持事業 地域内ライダーシステム補助

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

### ○ 補助対象経費

補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額



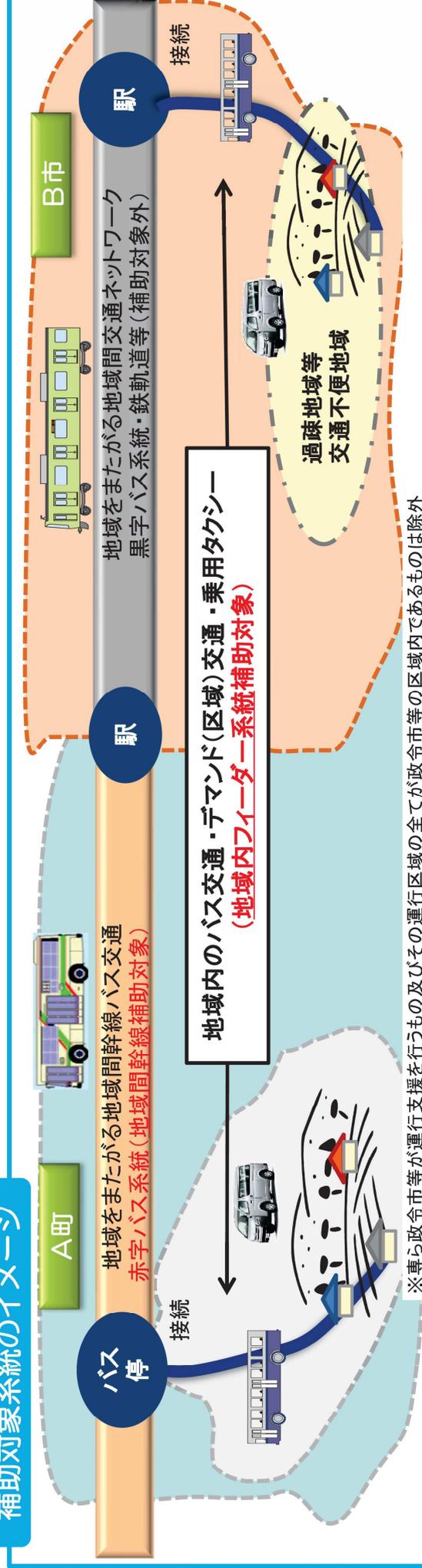
### ○ 補助率

1/2以内

### ○ 主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するライダーシステムであること
  - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
  - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
  - ・経常赤字であること

## 補助対象システムのイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

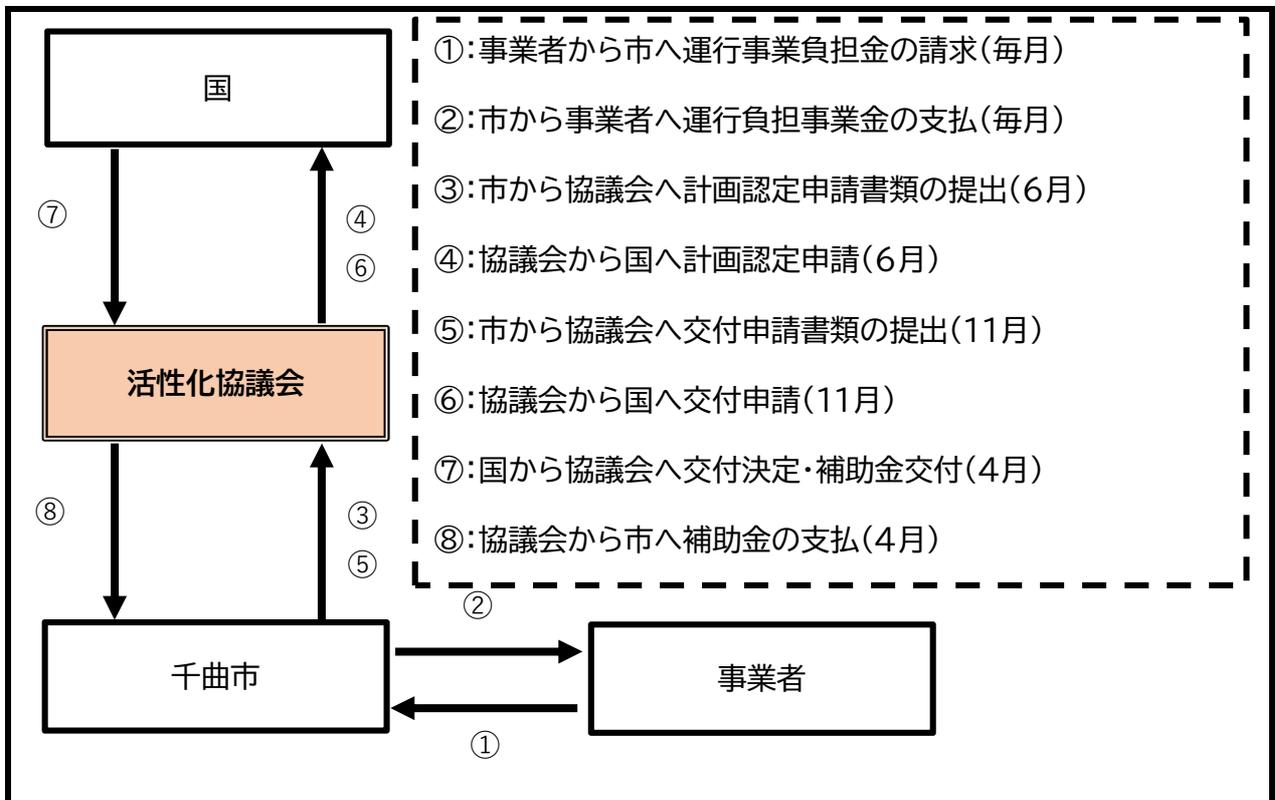
※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

# 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

## 1. デマンド型乗合タクシー運行における運行経費及び補助金の関係

○経費:	①市で定めたデマンド型乗合タクシー運行経費	
	運賃収入	①から運賃収入を除いた額
○補助金・負担金:	国庫補助金	市負担金

## 2. デマンド型乗合タクシー運行における補助金等の流れ



## ○千曲市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、千曲市地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、千曲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （予算）

第2条 協議会の予算は、千曲市からの負担金、国・県等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### （歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

### （予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち他の項へ予算を流用したとき及び予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

### （出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

### （出納員）

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手續について適

正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 国・県等補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費